

第1回	
守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会	
開催日時	平成28年7月26日(月) 午後1時から
開催場所	守口市中央コミュニティセンター 4階 第3会議室
議 題	(1) 開会 ① 副市長のあいさつ ② 委員の紹介 (2) 議題 ① 委員長及び副委員長の選出について ② 守口市立保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考について(諮問) ③ 会議の公開について ④ 傍聴の取扱いについて ⑤ 会議録の作成について ⑥ 守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者の選考についての審議 (3) その他 今後の会議の日程 (4) 閉会
出席者	出席委員(7名) 長瀬委員、美馬委員、山岸委員、森委員、徳委員、山本委員、丸尾委員 欠席委員(2名)

(1) 開会

【①副市長のあいさつ】

(省略)

【②委員の紹介】

(省略)

- (仮議長) 本日の出席人数の報告を願う。
- (事務局) 本日の出席者は定数9名中7名。
- (仮議長) 守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会規則第4条第2項の規定に基づき、会議は成立
- 配付資料確認 (省略)

(2) 議題

【①会長及び副会長の選出について】

(仮議長) 会長は守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会規則第3条第1項により、委員の互選により定めると規定されている。

(委員) 守口市の保育内容を十分に存じておられる長瀬委員に委員長をお願いしてはどうか。

(各委員) (「異議なし」の声あり)

(仮議長) 長瀬委員に委員長をお願いしたいと思う。

(委員長) 委員の皆さんのご協力を受け、良い会議をし、守口の子どもたちに良い結果が出せるよう尽力したいと思う。皆さんのご協力、ご意見を伺えればと思う。

副委員長の選出だが、委員長と同様、副委員長も委員の互選により定めると規定されている。どのようにしたらよいか、皆さんのご意見を伺いたい。

(委員) 委員長に一任するというのでいかがか。

(各委員) (「異議なし」の声あり)

(委員長) 副委員長を指名させていただく。
ぜひ大方委員に副委員長をお願いしたいと思うが、いかがか。

(各委員) (「異議なし」の声あり)

【②守口市立保育所の民間移管に伴う認定こども園運営者の選考について（諮問）】

(副市長) 守こ政第100号平成28年7月26日、守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会委員長長瀬美子様、守口市市長西端勝樹、諮問書、守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考について、貴委員会の意見を求める。

(委員長) 副市長より諮問を受けた。事務局より皆様に写しを配付していただく。責任の重い仕事だが、重責を全うできるよう、協力をお願いする。

【③会議の公開について】

- (事務局) 会議の公開であるが、当委員会でご審議いただく事項は、大変市民の皆様のご関心の大きい内容であることから、個人情報や法人情報などを扱う場合を除いて、原則公開と考えている。
- (委員長) 他の審議会と同様の取扱いとの説明だが、よろしいか。
- (各委員) (「異議なし」の声あり)
- (委員長) 原則公開とする。

【④傍聴の取扱いについて】

- (事務局) 傍聴の取扱いについて、説明する。
参考資料1、「守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会の傍聴(案)」の中で、傍聴人数についての記載箇所がある。傍聴人の定員を10人としているが、会場や傍聴席の都合、その他必要がある場合、委員長が傍聴人の人数を変更できるとしてはどうかと考えている。
- (委員) 変更できるとなれば、減らす場合もあると思えるので、増員する場合があるとしてはいかがか。
- (事務局) 定員を増加する場合があると記載を変更し、多くの方々が傍聴できる配慮をしたいと思う。
- (委員長) 10名プラス可能な場合は増員として取扱うこととする。

【⑤会議録の作成について】

- (委員長) 会議録については、自由な議論を促すために、委員長と委員という表記とし、個別の発言者の指名は伏せた形での要点筆記形式で作成し、その上で、各委員に内容を確認いただき、公開とするという形で考えているが、いかがか。
- (各委員) (「異議なし」の声あり)

(委員長) 会議録に署名いただく署名委員だが、委員長を除く8名の委員を名簿の順番で2名ずつお願いしたいと考えているがいかがか。

(各委員) (「異議なし」の声あり)

(委員長) それでは、本日の署名委員は美馬委員と山岸委員でお願いしたい。
基本的に議事録の作成は事務局でしていただくが、委員の皆様には一度ご確認いただき、修正等終われば、最終的に署名委員に署名をいただき、そのあと公開する手続きで進めさせていただくが、よいか。
今後の会議も、2名の署名委員でお願いしたいと思う。よろしいか。

(各委員) (「異議なし」の声あり)

(委員長) 本日傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら入室を許可したいと思う。

【⑥守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者の選考についての審議】

(委員長) 本日の第1回の委員会では、事業者を募集するための募集要領の審議を行う予定としている。移管事業者の募集や選考については、守口市が定めた基本方針に則り、募集・選考を行う。

守口市が7月に策定した、「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針」について、事務局より説明を受けたい。

(事務局) 平成27年3月に策定した、「守口市子ども・子育て支援事業計画の重点方針」では、公立施設については、効率的な運営が可能となるよう施設数の集約化を図り、認定こども園への移行にあわせ、教育・保育の充実を図ると掲げられた。これに基づき、平成27年11月に策定した「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画」では、「就学前の教育・保育サービスの提供について、民間事業者からの提供を基本とする」とし、平成27年11月時点で11園あった市立保育所と、5園の市立幼稚園を、平成30年度に東部エリア、中部エリア、南部エリアで1か所ずつの市立認定こども園に集約することになっている。同時に、東部エリアでは梶保育所、藤田保育所、中部エリアでは西保育所、八雲東保育所、南部エリアでは北寺方保育所の合計5園を平成30年度から民間移管し、私立認定こども園とする予定である。平成29年度末に閉園となる佐太保育所、大宮保育所についても、5園を民間移管するタイミングに合わせ、佐太保育

所は梶保育所に、大宮保育所は北寺方保育所の民間移管園に統合する予定である。

平成 30 年 3 月 31 日時点で、各保育所に在園しているお子様については、民間移管先の認定こども園に引き続き通園できる。

平成 30 年度に市立保育所 5 園を民間移管するに当たり、民間移管を行うための民間移管先事業者を選定する際の基本方針を定めたので、説明する。

民間移管の実施方法として、移管先の事業者や移管後の施設形態、移管対象保育所と実施時期等について記載している。

今回募集する民間移管事業者は、市と協力しながら教育・保育を行ってきた実績があり、守口の教育や保育を十分理解しており、現在守口市内で認定こども園や保育所・幼稚園を運営している社会福祉法人及び学校法人である 19 法人を対象としている。市立保育所を移管することで、従来市立保育所で行ってきた保育内容等から大きくずれる心配がないと考えている。

実際に民間移管事業者が決定した際、保護者もその法人がどのような保育内容を行っているのか、法人が運営している施設に見学に行き、保護者自身の目で確認ができると考えている。

募集がなく、5 園の移管事業者が決まらなかった場合は、募集範囲を守口市内から大阪府内に広げた上で、現在、認定こども園や保育所・幼稚園を運営している社会福祉法人、または学校法人を対象とすると基本方針に記載している。まずは、守口市内の事業者を対象に行う募集要領を作成し、募集を行い、募集がなかった場合、もしくは移管園数に満たない場合は、大阪府内に募集範囲を広げることになる。

次に、移管後の施設形態だが、公私連携幼保連携型認定こども園としている。公私連携幼保連携型認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 34 条に規定されている。

次に、民間移管の対象保育所とその移管時期だが、平成 27 年 11 月に策定した再編整備計画の、梶保育所、藤田保育所、西保育所、八雲東保育所、北寺方保育所の 5 園が民間移管を行う保育所で、移管時期は平成 30 年 4 月 1 日である。

また、佐太保育所と大宮保育所については、平成 29 年度末に閉園となるので、平成 29 年度末に在園している、佐太保育所の在園児は、梶保育所の民間移管に転園、大宮保育所の在園児は、北寺方保育所の民間移管園に平成 30 年 4 月 1 日から転園となる。

移管時の施設について、梶保育所を除く 4 園、藤田保育所、西保育所、八雲東保育所、北寺方保育所は、現状の園舎のまま民間移管を行

う。梶保育所は、平成30年度に民間移管を行ったあと、1年の間に現在の園舎を移管事業者に建て替えていただき、平成31年度から梶保育所跡地の新園舎で保育を行ってもらうことを条件としている。園舎の建て替えを行っている間は、現在の佐太保育所を仮園舎とし、民間の移管事業者に提供する。また、梶保育所の民間移管には通園バスを運行させることが条件となる。これは佐太保育所と梶保育所の間には国道1号線が走っていることを鑑みて、通園バスを運行することが条件となっている。そのため、今回市立保育所5園を民間移管するための事業者の募集を行うが、5園のうち梶保育所は、他の保育所と条件が異なるため、別で募集要領を作成し、募集選考を行う。

次に、施設の土地・建物である。移管園の土地は、市有地であることから移管事業者へは無償貸与とする。建物や園で利用している備品は無償譲与とする。

事業者の選考は、選考委員会の委員の方々にお願いする。選考は、書類選考や法人へのヒアリング、あるいは経営状況調査などを行った上で、移管事業者を選考していく。

梶保育所以外の4園には、応募法人に第1希望から第4希望まで、移管を受けたい保育所を記入していただく。そして応募のあった法人の選考を行い、得点を付していき、得点の高い順位の法人から希望園を選択する予定である。

基本方針の例だと、A法人から順にE法人まで得点順位をつけていき、第1順位のA法人は第1希望の八雲東保育所の移管法人候補となり、次の順位のB法人は第1希望の八雲東保育所は既にA法人が移管法人候補となっているため、第2希望の西保育所の移管法人候補となる。次に、第3順位のC法人の希望は西保育所、八雲東保育所だが、既にA法人とB法人が両保育所の移管法人候補となっているため落選となる。D法人・E法人についても同様に、既に移管法人候補が決まっている園を除いた中で、希望順位の高い園の移管法人候補となる。

次に、梶保育所の民間移管事業者の募集についてである。

応募のあった法人の選考を行い、得点を付して得点の高い順位の法人を移管法人候補とする。また、今回民間移管を行うに当たり、各法人が運営できる園数については、原則1園としている。ただし、今回募集を梶保育所とその他の4園を分けて行うことから、梶保育所とその他4園の保育所に限り、最大2園までの運営を可としている。

次に、民間移管後に実施する、教育・保育内容について記載している。

開所日、開所時間は、現行の市立保育所と同様の開所日もしくは開

所時間を最低条件としている。開所時間には、延長保育を必ず設定することを条件としている。

次に、職員配置についてである。移管時の市立施設の配置基準を維持するとともに、施設長は事務経験があり、配置職員についても、経験や年齢のバランスが取れた配置を求めている。職員の配置水準は、表に記載の配置水準が現行の市立保育所の水準となるが、これを維持するとともに、3歳児の1学級あたりの人数は25人以下、4歳、5歳児の1学級あたりの人数は30人以下とする。

次に、園の認可定員及び定員構成についてである。定員の設定は、幼保連携型認定こども園のため1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもを設定し、また移管時に在籍しているお子様は、移管後も必ず引き続き移管園に在園できるよう設定することとしている。

次に、教育・保育の内容についてである。民間移管園で実施する教育・保育は現在市立保育所で実施している教育・保育内容を引き継ぐことを条件としている。また、今回民間移管を行う梶保育所や西保育所は、現在0歳児や1歳児を保育していないが、民間移管後は各園とも0歳児から5歳児までの定員設定を行い、受け入れを行う。

市立施設では、これまで障がいのある児童や特別な配慮のいる児童、支援を必要とする児童を受け入れてきた。民間移管園でも、必ずそのような児童の受け入れを義務づける。

次に、保護者負担額についてである。平成27年11月に策定した再編整備計画では、民間移管により、今まで市立保育所に在園していたときの費用より、負担額が増える場合は、差額は市が負担をすると記載している。この基本方針でも同様、保護者負担額が増える場合は市が負担する旨の記載をしている。

次に、引き継ぎ保育についてだが、原則として1年間、平成29年度の間としている。引き継ぎ保育が始まった4月ごろは、移管園の園長予定者などが事務的な引き継ぎ事項を行うこととなる。その後、実際に保育に当たる保育士や看護師、調理委員などについても、順次引き継ぎを行い、一緒に保育室に入り市の保育士と一緒に保育を行っていただくことを想定している。

また、保護者の意見を施設運営に反映できるよう、三者協議会を開催することを条件としている。三者協議会は民間移管を行う保育所ごとに設置し、市の担当者と移管事業者の代表者、保護者の代表者の方などで構成し、今後の施設運営について、意見を交わす会議である。移管事業者が決定次第設立し、移管後も当分の間引き続き開催するとしている。

民間移管までの工程であるが、本日から事業者募集のための審議を

行い、事業者の募集を8月下旬から9月上旬ごろに行いたいと考えている。その後選考委員会で移管事業者の選考を行い、事業者の選考に関する答申をいただきたいと考えている。

選考委員会の審議は、5園の民間移管事業者の選考に係る答申をいただくまでとなる。

その後移管事業者決定後、再度移管対象園の保護者説明会を実施し、三者協議会を設置し、定期的な協議会を開催しながら、平成29年度には引き継ぎ保育などを1年間行い、平成30年4月1日に民間移管を行う予定としている。

梶保育所の民間移管は、平成30年度の1年間、佐太保育所を仮園舎として保育を行い、民間移管事業者はその間に、梶保育所の現園舎の解体及び新園舎の建築を行い、平成31年4月1日から現梶保育所の所在地に建設された新園舎で、保育を行っていただく予定としている。

「守口市立保育所の民間移管に関する基本方針」では、募集や選考の詳細は定めておらず、詳細は、今回作成する募集要領等で詰めていくことになる。

(委員長) 移管事業者の募集や選考は、この基本方針のもと、募集・選考を行うことになる。何かご質問や意見はあるか。

(委員) 守口市内で募集をし、得点をつけて1番から順番に希望保育所を決めていくという形だが、ある程度合格点、基準に満たない移管事業者は、不合格になることはあるのか。

(事務局) 基準に満たない移管事業者の不合格については必要である。点数配分についても、この選考委員会で審議いただくことから、最低基準点についても基準値も設けていきたいと考えている。

(委員) なぜ、民間移管対象に5園が選ばれたのかという理由と、法律の第34条第1項にある、公私連携幼保連携型認定こども園という公私連携は、どのような認定こども園を指すのか、教えていただきたい。

(事務局) 民間移管の基本方針を策定する前に、平成27年度にすこやか幼児審議会で、「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する計画」を審議いただいたその中で、民間に任せられる部分は民間にお願いし、公立はセーフティーネットという部分で、維持しつづけることが議論され、今回この5園という形になった。

地理的な部分もある。既存の民間園、もしくは平成 14 年 15 年 16 年に、公立の保育所を民間へ移管した経緯もあり、この 5 園を設定する際、ブロックを、中部・南部、東部というような形で分け、その中から、定員数の多い少ない、0 歳から保育している園など、加味した中で、今回この 5 園に決定した。

公私連携幼保連携型認定こども園の説明をする。

就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供を推進に関する法律の第 34 条に、公私連携認定こども園に関する特例とあり公私連携認定こども園について規定されている。民間移管をされたあと、その移管園を運営する法人と協定を結び、協定書の中にどういった事業をするのか、どういうものを貸すのか。他にも詳細にわたる内容を移管法人と協定を結び、事業内容も市が関与できるという特例のことなので、このスタイルをとらせていただいく。

(委員)

地域的な理由があるというのは理解した。

保育所について話し合う委員会だが、幼稚園に関して、今回民間移管という計画はないのか。また、平成 29 年度の一年間は引継ぎ保育があるとのことだが、それ以降についても、市は関与していくのか。

(事務局)

公立幼稚園は、平成 27 年度までは 5 園あった。平成 27 年度以前は 7 園あった。

市内には民間幼稚園もある中で、年々児童数の減少、また保護者ニーズへの対応等の民間の努力もあり、公立の幼稚園のニーズが減り、園児数が徐々に減っていった経緯がある。

平成 27 年度末において、にわか幼稚園を閉園した。これについては 4 歳、5 歳児の園児が、平成 28 年度運営していれば、5 歳児の園児が 5 名の園になってしまうという状況であった。過去に教育委員会で集団教育を維持していくには、一定の人数が必要であると議論もあったことから、平成 27 年度末で、にわか幼稚園を閉園した。

平成 27 年度に子ども子育て支援新制度がはじまり、その制度下の認定こども園へ移行される私立園も、増えている状況である。また公立幼稚園については、平成 28 年度末に 3 園になり、最終的に公立の幼稚園・保育所を 3 園の認定こども園にしていく中で、幼児教育部分に当たる 1 号認定子どもを一定受け入れられる施設の認定こども園を整備し、対応していきたい。そのため、幼稚園については認定こども園の 1 号認定子どもの定員枠で支援するため、幼稚園の民間への移管は考えていない。

また民間の幼稚園、保育園から認定こども園に移られた民間園も、

幼児教育部分に当たる1号認定子ども枠の設定を調整されている。そこで守口市内の幼児教育の部分に当たる1号認定子どもについて、カバーできる。

移管後はどのように市が関与していくかだが、今回結ぶ協定の中には、協定の有効期間を決めないといけないと法律で定められている。本市は、協定の有効期間を1年ごととしているので、1年過ぎるごとに、法人の運営状況・方針等をチェックすることとなるため、そこで一定部分は関与する。

他にも、移管後には、三者協議会、法人・市・保護者の代表、その三者協議会は、いずれか一方から開催要請があれば、開催するとなっているので、細かい内容等は、三者協議会の意見が反映されると思う。

(委員長)

再編の具体的な計画に、3つのエリアと幼稚園・保育所が示されており、年度末に閉園した園がどこの園で、どのような形で、市立の認定こども園の計画があるということが書いてあるので、また確認いただきたい。幼稚園に関しては、民間移管という方法ではなく閉園なり統合なり市立認定こども園の1号認定子どもという形での対応という話があった。

今回保育所に関しては、審議となっている私立の認定こども園への民間移管という形で対応と説明を受けた。

2つ目の質問に関して、協定を有効期間1年ごとにすることで進めていき、細部については三者協議会で。行政からの意見、確認も行うことが可能だということによいか。

(委員)

1年ごとに市が関与するということが、以前民間移管があったときは何年間ぐらい継続されたのか。

(事務局)

平成14年から平成16年にかけての民間移管のときは、まずこの法律がなく、当時は協定書の中で、市からの指導・助言という形で関与があった。

(委員長)

今回の民間移管は公私連携という形で、積極的に関与の可能な法律上の規定があり、前回の民間移管時にはなかった法律ということで理解いただいているか。

前回の民間移管時は、指導助言等で市が関与しているということによいか。

(事務局)

そうである。

定期的な監査を実施していくことにより、その運営が法に適しているのか。また質の確保が保護者も気にされているところでもあるので、その部分について、市の職員が、監査という形で行き、職員数や、食事の提供の状況等を監査し、口頭により、現場での指導、重大なことについては、文書での指導を行い、その改善点をどう改善するかを回答いただくと。というのが、現在の状況である。そういった形で市は関与している。

今回の公私連携の形については、新たな新制度の中で定められた部分であり、市が、公立を民間移管し、民間の質の確保を担保するにあたり、非常に有効な手段であると、我々も考えており、そのような形を取らせていただく。

(委員) 移管先を学校法人と社会福祉法人 19 か所とのことであるが、守口市内だけでなく、もっと広げたらどうなのかなと思う。

(事務局) 守口市内での募集について、守口市内の保育教育というのを十分にご存じの事業者には、引き続き今の市立保育所の運営をやっていただきたいというのが第一の理由。

第二の理由として、保護者についても、実際どのような保育をされているのかを自分の目で確認していただけるというのは大きな利点と考えていることから、まず守口市内とにした。

実際、今回 5 園の民間移管については、事業者にはいくつか問い合わせや質問をいただいている。

(委員) 基本方針では、建物が古いということで建て替え移管や補修改修を行う必要がある。ということだが、市が積極的な財政支援に努める。ということであるが、具体的にどういう財政支援を行う予定なのか教えていただきたい。

(事務局) 最終的な財政支援については、移管後を想定しているが、移管先法人においては、建て替えるあるいは内部改修をされると思うので、その場合、国や府の補助金が申請でき、補助金がいただけるような事業について、負担させていただく形で、その残り部分の何%を市が負担するのは、これから検討させていただくが、国・府が出したから市は出さないではなく、市も積極的に民間移管園が行う工事費の補助等を行っていきたい。

(委員) 教育・保育の内容のところ、現状のレベルは維持することでお願い

いすると書いてあるが、最近幼稚園、こども園から小学校へ入学する際のギャップもよく言われており、認定こども園で幼保一緒になるので、小学校入学を見据えた取り組みを行ってほしい。ということも入れてもいいのではと思うが、いかがか。

(委員長) 小学校との接続の問題等はいかがか。

(事務局) このあとご審議いただく募集要領の中に、追記説明は可能である。

(委員長) 現在各保育所が作成している保育過程の中に、小学校との接続は入れていると思うが、積極的に募集要項の中に入れていただきたい。

(委員) 職員配置については、今市立保育所で働いている職員は、どうなるのか。民間移管後、私立認定こども園になる保育所に配置換えされるのか、退職になるのか。

(事務局) 正職員は、平成30年度に、公立の認定こども園3園に人事異動になると思う。

中には臨時保育士もおられるので、その方が希望すれば、民間移管法人にそのまま雇用していただいてもいい。と募集要領に入れようと思う。

(委員長) 正規職員は人事の異動という形で対応され、非正規の方については、民間移管法人への雇用ということもあるということによいか。

(事務局) 本人が希望された場合である。

(委員) 私立認定こども園に、公立5園の正規の職員の多数が、人事の配置転換でくることになりえないか。

(事務局) 今年度、任期付職員を採用させていただいた。平成29年度末に任期付職員については、退職という扱いになる。また、正規職員についても、定年退職もあり、今後子育て支援等の、保育所以外の部分でも保育士が必要になるので、そのような部分の人事異動を考えている。

(委員長) 今職員の雇用形態の話、保育士でありながら、保育所以外での勤務の可能性も含めて、説明いただきたいがいかがか。

- (委員) 守口市の市立保育所の職員であれば、定年は何歳、任期付雇用は何年までの、市の職員の決まりがあると思うが、今回任期付で辞めざるを得ない方については、民間移管先の法人に積極的に雇っていただくとか、もちろん本人の希望があると思うが、そのようなことがあるとよりスムーズに移管が行えるのではないかと思う。
- (事務局) 実際に今現在の公立保育所の子どもの保育もある。来年度の公立の保育所の保育もあるので、そのようなことも考えないといけない。それを主に考えると職員配置の部分もあるので、なかなかそれを一番に考えるのは大変だと思う。
- (事務局) また、民間移管の5園においては、任期付の保育士が集中する形となる。任期付の職員、正規の職員もいるので、そこは今配分を各園偏らないようにしており、任期付で希望する方が5園に偏るのはよくないと思うので、検討はするが、そうするとは答えられない。
- (委員長) 通常の保育をしながら、その方たちの雇用も視野に入れていただき検討いただきたい。他にあるか。
- (委員) 民間移管の選考方法は、書類選考とあるが、書類が法人側の今までの実績や、何年に建てた、開園時間とかを見るかとは思いますが、去年保育園の施設見学をしたとき、以前の民間移管で公立から民間移管をされた園を見学したら、20時まで開いているので、19時半までお願いすると、その時間は預かっている人がいないため、ファミリーサポートを利用するように案内された。教育熱心な園ですが、園長先生が園児の目の前で保育士にきつい指導をされており、ここには預けたくない印象を受けた。書類選考のみで選ぶのは、どうなのかと思う。施設実地調査というのはどのような調査なのか。
- (事務局) 基本方針の中で、施設実地調査等も視野には入れているが、他にどのようにしていくか、選考委員会、委員の中でご意見をいただき、その中で施設実施調査に行くことになれば、手配をし、事務的な準備をする。
- また、選考については、応募書類で、約20項目にわたる質問事項を投げかける予定にしている。また、実際応募法人に対し、プレゼンも必要なら開催させていただきたいと思っており、保育士への厳しい指導の話も伺ったが、どこまでが仕事で、どこまでが厳しい指導な

のかを答弁できないが、職員の配置について経験の年数のバランスのとれた職員配置にすることも記載予定である。

(委員長)

書類に書かれたことを必ず遵守するのは、ヒアリング等にも確認さし、行政が関わる際も、最重点検討課題として、ヒアリングやプレゼンもまた検討する。

一旦基本方針についての意見と質問はこれで集約する。

次に、事務局から、民間移管事業者の募集要領の案について説明いただく。

(事務局)

守口市立保育所の民間移管に伴う公私連携幼保連携型認定こども園運営者募集要領案について説明する。

先ほど基本方針の説明を行った際に、今回市立保育所5園の民間移管を行うが、梶保育所については、募集条件が異なるため、梶保育所は、別に募集要領を作成し、募集を行う。そのため、まずは梶保育所以外の4園の募集要領の説明をする。

まず、移管後の施設形態は、公私連携幼保連携型認定こども園を条件とすることを最初に明記している。

次に、移管対象保育所の概要について記載している。北寺方保育所の民間移管は、平成30年3月31日に閉園となる大宮保育所の在園児も、北寺方保育所の在園児に加えて受け入れをしていただく旨の記載をしている。

なお、北寺方保育所以外の3園については、現在、実地測量を行っているところであり、募集要領に記載している敷地面積から多少面積が変わる可能性がある。結果が出た際は、正しい敷地面積を応募事業者には通知する予定としている。

また、詳細として、別紙1に民間移管する保育所の詳細な内容を掲載している。施設の建築年度や構造、敷地や述べ床、園庭等の面積、そして現在の保育所ごとの定員と保育時間の各保育所で受け入れている年齢、また平成24年度からの入所児童数などである。

次に移管後の認可定員の設定である。定員の設定については別紙2に民間移管後の認可定員の設定について記載している。移管事業者には、各年齢、号ごとに市が想定する人数以上の認可定員の設定をしていただく。

次に、応募資格、条件についてである。

基本方針にあったとおり、平成28年4月1日時点で、守口市内で、認定こども園、保育園または幼稚園を運営されている社会福祉法人もしくは学校法人としている。平成28年4月1日時点で守口市内には

私立の認定こども園が13か所、保育所が1か所、幼稚園が6か所の、合計20か所ある。認定こども園を運営している社会福祉法人が9法人、学校法人が3法人あり、保育所を運営している社会福祉法人が1法人、幼稚園を運営している学校法人が6法人あり、合計で19の社会福祉法人と学校法人がある。一つの社会福祉法人が認定こども園を2園運営されているため、施設数と法人数に差があるのはそのためである。

今回募集の対象となる法人数は19法人となる。その他にも認定こども園を新たに運営するための経営基盤を有していることや、移管法人が経営すること、移管後の施設形態を公私連携幼保連携型認定こども園とすることから、市と法人の間で締結する協定や財産等の貸し付、譲渡契約を誠実に履行できることを条件としている。

また、ほかにも守口市立保育所の民間移管に係る諸条件として、移管事業者に求める移管条件を定めている。市立保育所の民間移管については、市立保育所に在園している子どもたちの環境が大きく変わることから、実際の教育・保育の内容や水準の維持、保護者への負担の増加などへの懸念、また移管後に実施してほしい特別保育等の意見が、昨年度の再編整備計画の審査過程や保護者からいただいた意見でも多数あった。そのため、今回、募集要領とは別に、守口市立保育所の民間移管に係る諸条件として定めた。

認可定員に係ること、職員の配置水準に係る保育水準の維持に関すること、教育・保育内容の継続のための園運営、事業内容に関すること、また保護者への負担増加に係る内容や、保護者の意見や要望を、できる限り踏まえた園運営を行うことを記載している。

募集要領に戻り、失格事項についてである。選考審査に対し不当な要求等を行った場合や、提出した書類に虚偽や嘘があった場合、また募集要領に違反等があった場合は、失格として法人選考の対象から除外する旨の内容を記載している。

次に、財産の譲渡等についてである。移管対象保育所の土地について、契約期間を原則1年とした無償貸与とし、毎年契約更新の手続が必要となる。

建物は現状の建物のまま移管することとしているため、契約による無償譲渡としている。なお、建物の譲渡等に係る契約等については、守口市議会での議決が条件となる。

備品についても、現在各保育所で使用している備品のうち、法人が希望するものは、無償譲渡とする。

次に、移管法人の選考方法とスケジュールについて記載している。移管法人の選考方法には、基本方針の際に説明した内容と変わらない

ため、省略し、法人選考に関するスケジュールについて説明する。

民間移管法人の選定及び法人決定後の主なスケジュールだが、本日平成28年7月26日に第1回の運営者選考委員会を実施し、募集要領についての意見をいただく予定である。その後いただいた意見のもとに事務局で修正を行い、次回の第2回運営者選考委員会で、募集要領の策定を行う。その際に事業者に提出していただく応募書類の確認や事業者の選考を行う際の選考基準について審議いただき、決定をお願いする。

第2回目の運営者選考委員会終了後、市内19法人に募集要領の配付を行う。そして8月中旬から下旬ごろに、今回の市立保育所の民間移管に伴う事業者選考の説明会及び移管対象保育所5園の施設見学を行う予定である。

その後約1週間程度の期間を設け、応募書類の受付を窓口となる守口市こども政策課で行う。応募締め切り後、運営者選考委員会を開催し、応募書類の審査や事業者へのヒアリングを行い、業者の選考について答申を守口市長に行っていただく予定としている。

なお、募集要領に記載にあるとおり、応募法人の数が移管対象保育所4園の数に満たない場合、募集期間を延長するなど、応募法人の確保に努める。それでも、募集がなかった場合は、基本方針にあったように、募集範囲を守口市から大阪府内に広げ、再度募集を行うこととする。

移管法人の選考について運営者選考委員会から答申をいただき、市として、移管法人決定後、公私連携幼保連携型認定こども園を運営する法人としての指定を行うこととなる。法人の指定については、守口市と法人との間で協定を締結する必要がある。締結する協定には、当該公私連携幼保連携型認定こども園の名称や所在地の他、教育及び保育等に関する基本的事項、必要な設備の貸し付けや譲渡等に関する事項がある。

今回の民間移管は土地の無償貸与や建物の無償譲渡があり、守口市議会の議決が必要な事項がある。そのため、守口市議会の議決後に本協定を結ぶため、まず、移管法人と仮協定を締結する。議決後に本協定を結び、公私連携法人として指定する。

次に、引き継ぎ保育の期間は、基本方針にもあるように、平成29年度の1年間としている。移管後の当該認定こども園に勤務予定の職員のうち、園長予定者の施設管理者等について、平成29年4月から引き継ぎを開始。その後実際に保育にあたる保育士等の引き継ぎを開始していく。また、移管前に引き継ぎに参加した職員は、移管後も継続して当該移管園に勤務し、職務に従事することを条件として、守口

市立保育所の民間移管に係る諸条件にも記載している。

次に、三者協議会についてである。移管事業者決定後速やかに三者協議会を設定し、事業者・保護者・市の代表者で今後の施設運営方法等について協議する。移管前は守口市が主催することとし、いずれかの一者から要請があった場合に随時開催できるとしている。また、移管後においても、移管先法人が主体となって、移管時の在園児が卒園するまでの当分の間、三者協議会を継続する。

次に、民間移管に伴う助成制度についてである。引き継ぎに要する経費は、守口市が定める範囲内で負担することを記載している。また、移管後の施設の補修や改修も、国や大阪府の補助金制度等を活用し、予算の範囲内で交付することを記載している。

次に、公私連携幼保連携型認定こども園の協定についてである。公私連携幼保連携型認定こども園の運営には、運営法人と市は協定を締結する必要がある。締結する協定の内容は、法律で定められており、5ページに記載している。また、協定に違反した場合の措置も法律に規定されており、守口市は当該公私連携幼保連携型認定こども園が正当な理由なく協定に従って教育・保育を行っていないと認めるときは、勧告を行い、勧告を受けたが、その勧告に従わない場合、守口市は公私連携法人の指定を取り消すこととなる。

今回、民間移管先の施設形態を公私連携幼保連携型認定こども園としているのは、法律で協定の規定があり、その協定に正当な理由なく違反した場合、指定法人の指定を取り消すことができるので、民間移管しても守口市との連携を保つことができると考えているからである。

今後、国の制度変更や本市施策の変更が生じた場合、この募集要領に記載した条件や内容等が変更となる場合がある。移管法人決定後についても、事業計画等の変更をしていただく必要があることを記載している。

「14・応募方法」に、募集要領の配付時期や移管法人を対象とした説明会、及び移管対象保育所の施設見学、募集要領配付後の質問の受け付け、応募書類の提出等について記載している。

また、(5)のその他では、本選考委員会は原則として公開していることから、守口市情報公開条例の規定により、提出書類の公開の可能性や審査の結果等について、守口市のホームページに公開することなどを記載している。なお、事業情報や個人情報に関することは非公開とする。

最後に、移管法人は現在運営している認定こども園等を廃止しないことや、移管施設において政治活動等の禁止、営利を追及した行為の

禁止を記載している。

次に、梶保育所の民間移管に伴う募集要領について説明する。

梶保育所は、他の4園と募集条件が異なる点がある。園舎の建て替えと通園バスの運行である。そのため、梶保育所の募集要領については、先ほど説明した募集要領とその点で違いがある。

まず、1ページ目の「2・民間移管を行う保育所」の概要についてである。梶保育所の民間移管は、平成30年3月31日に閉園となる佐太保育所の在園児も梶保育所の在園児に加えて受け入れをしていたと旨の記載をしている。

次に「(2) 事業実施場所」についてである。梶保育所の民間移管においては平成30年度に民間移管を行い、園舎の建て替えをし、平成30年度の1年間は、佐太保育所を仮園舎として認定こども園を運営する。そのため、募集要領では平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間は、現在の佐太保育所で1年間運営をし、その間に現在の梶保育所所在地で、新園舎の建築を行っていただき、平成31年度以降は新園舎で運営をしていただくことを条件としている。また認可定員も園舎が変わるため、平成30年度と平成31年度ごとの認可定員を設定している。

別紙2、民間移管後の認可定員の設定では、仮園舎時の認可定員と平成31年度の新園舎完成時の認可定員を記載している。そのため新園舎を設計・建築する際の認可定員の想定は、この新園舎完成後の想定認可定員をもとに設計・建築していただくこととなる。

次に、2ページの「4・応募資格・条件」についてである。応募資格の法人は社会福祉法人・学校法人という点が変わらないが、梶保育所の民間移管事業者には、新たに施設整備を行っていただく必要があるため、(3)の条件に、新たに認定こども園を整備・運営するために必要な経営基盤を有していることとしているため応募後の事業者の選考時にも法人の経営基盤の選考が、他の4園の選考と比較し、厳しく審査する必要があると考えている。

また、「6・財産の譲渡等」の(1)土地についても、一つ項目を追加している。④として平成30年度の1年間、仮園舎として利用する市立佐太保育所の土地は、現在大阪府の土地を守口市が貸与しているが、引き続き利用できることを記載している。

建物については、現梶保育所の建物は無償譲渡とし、平成30年4月1日の民間移管後建物を解体し、同所在地に1年間に新園舎を建築することとしている。平成30年度の1年間に仮園舎として利用する佐太保育所の建物については、契約により無償貸与とする。

次に、「7・移管法人の選考方法とスケジュール」である。梶保育

所の移管法人の選考に関しては、他の4園と同様に選考委員会の審査に基づき行う。なお、梶保育所の募集に関し、他の4園と募集条件が異なるため、募集を分けて行い、選考に関しても他の4園とは、分けて梶保育所移管法人のみの審査を行う。

「8・法人の指定」から「10・三者協議会」までについては、他の4園の募集要領との違いはない。

次に4ページの「11・民間移管に伴う助成制度等」についてである。引き継ぎにかかる経費負担は、他の4園と同様、守口市が別に定める範囲で負担する予定である。施設建設等に係る補助金について、施設の建て替えも、国や大阪府の補助金制度があるため、その制度を活用できる旨の記載をしている。

次に「12・公私連携幼保連携型認定こども園にかかる協定について」である。梶保育所の民間移管園についても、他の4園と同様、公私連携幼保連携型認定こども園としていることから、守口市と締結する必要のある協定について記載している。その中で梶保育所に関しては、平成30年度の仮園舎の件があるため、5ページに(3)として新園舎建設中における協定について追記している。新園舎建築中の平成30年度の1年間は、佐太保育所を仮園舎として認定こども園を運営する為、1年間の協定を締結するとしている。その後、新園舎で認定こども園が運営されることとなった平成31年4月から、新たに協定を締結する。

「13・国の制度変更、本市施策の変更時の取り扱いについて」から、「16・その他」までは、他の4園と同様の記載をしている。

募集要領の配付や応募期間等についても、他の4園と同じ期間に配付受付を行う予定としている。

(委員長) 募集要領について何か質問・意見はあるか。

(委員) 梶保育所の建て替えの件だが、建て替えは民間移管後の業者に任されるということだが、基準はあるのか。建て替えに関し、向こうの移管先にお任せする形で、市は、どの程度お金をかけてもらうのか、設備を整えてもらうのか、そのような基準があるのか。全くお任せするのか。

(事務局) 認可定員を元に、認定こども園の敷地面積・園庭等を含め、建物の面積が法律で決められているため、最低その面積はクリアするのが条件である。

例えば1階建てにするか2階建てにするかは、当然、市と協議とい

う形になり、事業者任せの設計ではなく、市も要望し、補助金は、認定こども園に3億円かかるような建物とした場合、国と府から約1億円ずつ出るので、2億円は、国・府から負担される。残りの1億円については、今は事業者負担と市の負担という形で、5,000万円、5,000万円という形で負担をする形をとり、関与ができるため、当然建物についても一定認可定員等面積、園庭面積、建物面積も含めて、一定の関与が可能である。

(委員長) 応募時に設計図を出していただくというところまでは考えてないのか。

(事務局) 応募の時点で、設計図の徴収は今のところ考えていない。
引継ぎ保育を行う平成29年度に基本設計、実施設計ということになってくると思われるので、図面等はお見せすることは不可能と考えている。

(委員) 建て替え資金をどれくらいにするのかと、その辺も市は、このくらいの金額の建物を建ててほしいとかがあるのか。
例えば最終的に5億かかった場合に、この選考会議で、3億の予算で建て替えできるかな。と業者を選んでしまった場合に実際に5億かかった場合、2億の負担部分は厳しいと思う。その辺はどのようになっているのか。

(事務局) 基本設計や実施設計する場合、大きな費用がかかるので、それが前提ではないが、今回、梶保育所については、民間がどのような希望で、どのような考え方を持っているのか意見は求めているかと思う。

(委員) 財務資料は出してもらえるのか。その法人の現財務状況を知り、建て替え費用は、その財務資料見ればわかるという理解でよいか。

(事務局) 建て替えも含め、園の運営状況収支決算書、貸借対照表等を、応募法人に書類を提出していただき、委員の皆様にも全てお見せした上で、選考していただきたいと思う。

(委員) 募集要領にある民間移管する保育所の概要だが、今まで市の固定資産とかそういうことはどう計算されていたのか。

実地見学について選考委員としても行ってみたいと思う。応募法人の現在の保育、教育の状況を見に行き、実際に今度移管する市立保

育所の見学を応募法人とともに、選考委員の中でも一緒に行けたらいいかなと思う。

(事務局) 面積だが、登記はされているが、昔の古図なので、民間移管するにあたり、財産管理の中で、正確な測量面積を記載する為、今現在測量事務を進めている。

応募法人の経営している園への実地見学については、この委員会の中で定めていただいたら、手配をし、保育に支障のない時間の範囲で、見学していただくのは可能だと考えている。

(委員長) 実際的な運営を考え、この4園に2つ手をあげることはできない。ただ、梶保育所であれば2つ手をあげることはできるということだが、そのときにも審査は別個にされるのか。それとも合わせてされるのか伺いたい。

(事務局) 同じ質問項目については、その点数を使えばいいと思うが、梶保育所については財政的な基盤や考え方を配点に入れたいと思うので、その部分は、別々の選考という形になる。

(委員長) 一応、応募上は両方に手をあげることは可能だが、梶保育所に関しては、新設ということを加味し、その後の安定的な運営が可能な法人であるかが、他より大きな条件になる。

(委員) 要領は、今日決めないとだめなのか。

(委員) 要領は今日ご意見いただいたものを一度事務局でまとめ次回決定ということでよろしいか。

(事務局) 今日はまだ案である。先ほどいただいたご意見をさらに事務局でまとめ、第2回のときにもう一度案という形で出すが、そのときには選考基準を、どの項目に何点と配分をお決めいただきたいと思う。第2回目のときに決定いただけたらと考えている。

(委員) 案ができれば、事前に届けていただきたい。

(事務局) なるべく早く届くよう努力する。

(委員長) 後日、質問やご意見がある場合、直接事務局のほうに期限を設けて

連絡させていただいてもいいのか。

(事務局) 随時ご質問等があれば、担当の守口市こども部こども政策課に、電話やメールをしていただきたい。

(委員長) あとで気づいた質問等は、直接事務局のほうに連絡し、反映したものを事務局で一旦作成していただき、私たち委員に事前に届けていただけるということでしょうか。

(事務局) 質問に関しては、回答を全委員に送りたいと思う。

(委員) 梶保育所と他4園の共通だが、提出書類、守口市の応募一覧の内容を知りたい。

(事務局) 第2回の選考委員会の際に選考基準等を決めていただくが、そのときに法人に提出いただく書類のことで、募集要領には書いているが、次回、一覧を資料として提出し、検討いただく形で考えている。

(委員長) 応募書類をもとに書類選考でよろしいか。

(事務局) そのとおりである。

(委員長) どのような書類を提出いただくか、次回検討させていただくことでよいか。

(事務局) 次回の第2回選考委員会の際に、一覧を提出する。

(委員長) 今の時点で、入れておいてはどうかという内容があれば、伺う。

(委員) 今の時点でどういう内容のものを応募予定として検討されているか教えていただきたい。

(事務局) 申請書は、法人の状況や、役員の名簿、あと園運営に関する基本理念、基本方針、目標について記載していただく。他に、今、法人が運営されている施設の状況、その自己評価、外部評価、法人の財務状況、監査状況、収支予算計算書などを、法人に徴収するという形で、作成している。

- (委員) その中に、事業計画は考えていないのか。
- (事務局) 事業計画についても、法人からの考え方を徴するという形では考えている。
- (委員長) 障がい児保育やアレルギー対応等、そのような項目が入ってくるかと思うので、その項目の検討も次回させていただく。
- それと、教育・保育要領も作成していただく形のほうが良いかと思う。現在行っているものでも構わないので、教育・保育要領を、作成していただくほうが良いと思うが、意見があれば出していただきたい。
- (委員) 定員だが、事業を行われる中で定員の設定の仕方は重要になってくると思うが、今設定されている定員以上の定員を設定されるということだが、どういうふうにしてこの定員が出されたのかその基準を教えてください。
- (事務局) 認可定員の設定について、平成 30 年度に民間移管をすることで、平成 29 年度末にその保育所に在園している園児を継続してもらう形になるので、仮に移管事業者が、多い認可定員にしていただければ問題はないが、実際におられる子どもの数より低い定員を設定された場合、平成 29 年度末におられる在園児を受けると、園運営ができないこともあることから、今回、まずは平成 29 年度末の在園児数をベースとし、認可定員を提示している。
- (委員長) 審議はまた、提案が出てきたときにお話をさせていただき、お気づきの点は事務局にお伝えいただくということで、本日の審議は終わりとする。
- (3) その他
- 【今後の会議日程について】
- (事務局) 今後の会議の日程であるが、第 2 回の選考委員会は 8 月の上旬から中旬ごろの予定である。
- (4) 閉会